

令和5年度
汚染負荷量賦課金申告納付説明・相談会

公害健康被害補償制度の概要 令和5年度賦課料率について

制度の概要

- ▶ 公害健康被害補償制度は、昭和30年代～40年代にみられた著しい公害を背景に、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るために、昭和49年9月から施行
- ▶ 公害による健康被害者に対し、汚染原因者の負担により補償を行う制度で、民事上の損害賠償の考え方をふまえたもの
- ▶ その後、大気汚染状況の変化を踏まえて改正が行われ、「公害健康被害の補償等に関する法律」として昭和63年3月から施行

【改正の内容】

- (1) 第一種地域の指定の解除
- (2) 既認定患者への補償の継続
- (3) 公害健康被害予防事業の実施

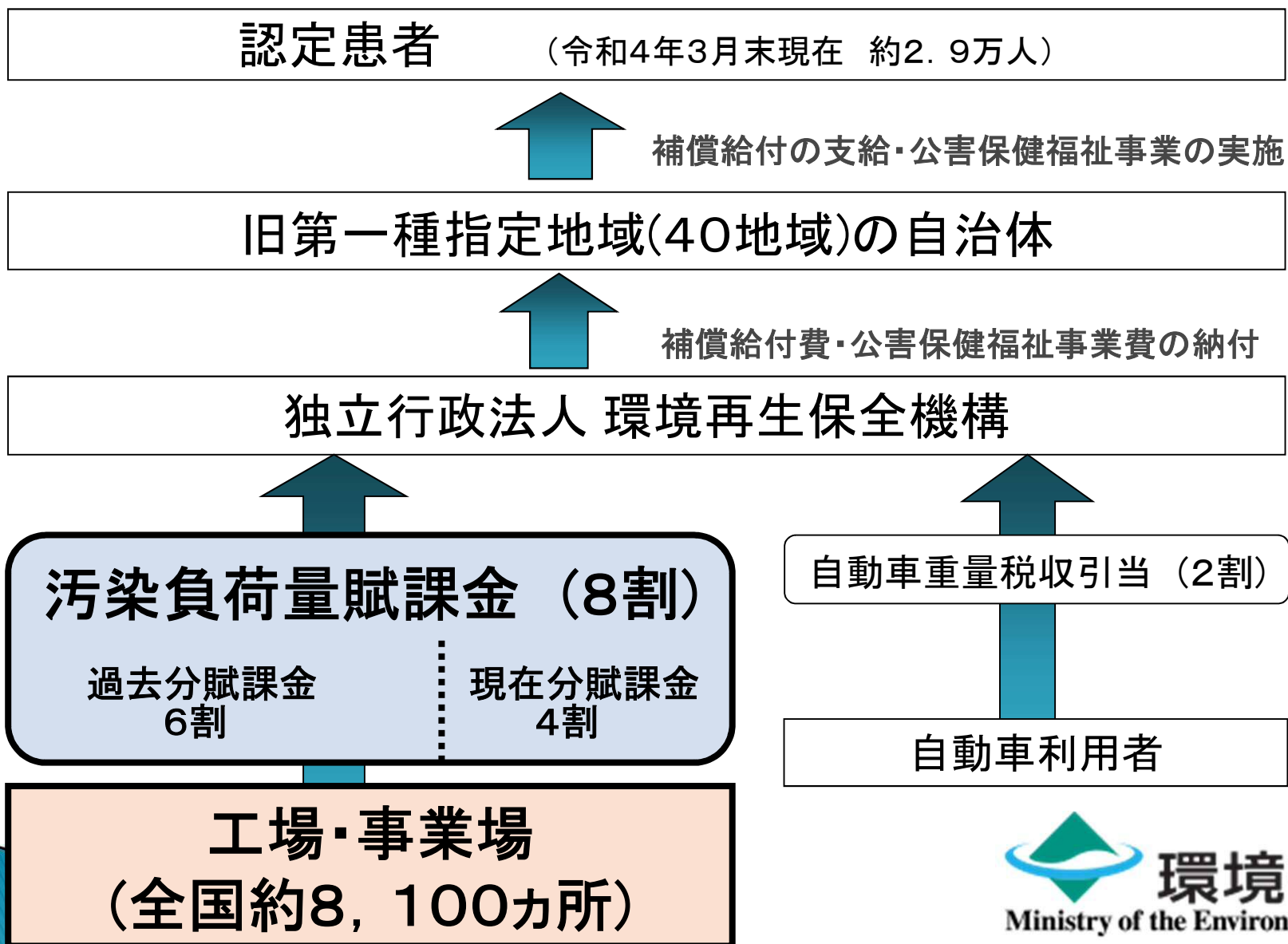
汚染負荷量賦課金の納付義務者について

納付義務者の要件	
1	昭和62年4月1日にばい煙発生施設等を設置していたこと
2	その施設が硫黄酸化物を排出し得るものであったこと
3	その施設が設置されていた工場・事業場における最大排出ガス量の合計が 旧指定地域の場合、5,000m ³ N/h以上 その他地域の場合、10,000m ³ N/h以上 であったこと
※ 昭和63年の制度改正後に施設を縮小して、事業場の最大排出ガス量の合計が上記の各量以下に減少した場合や全施設を廃止した場合であっても、申告・納付義務は継続されます。	

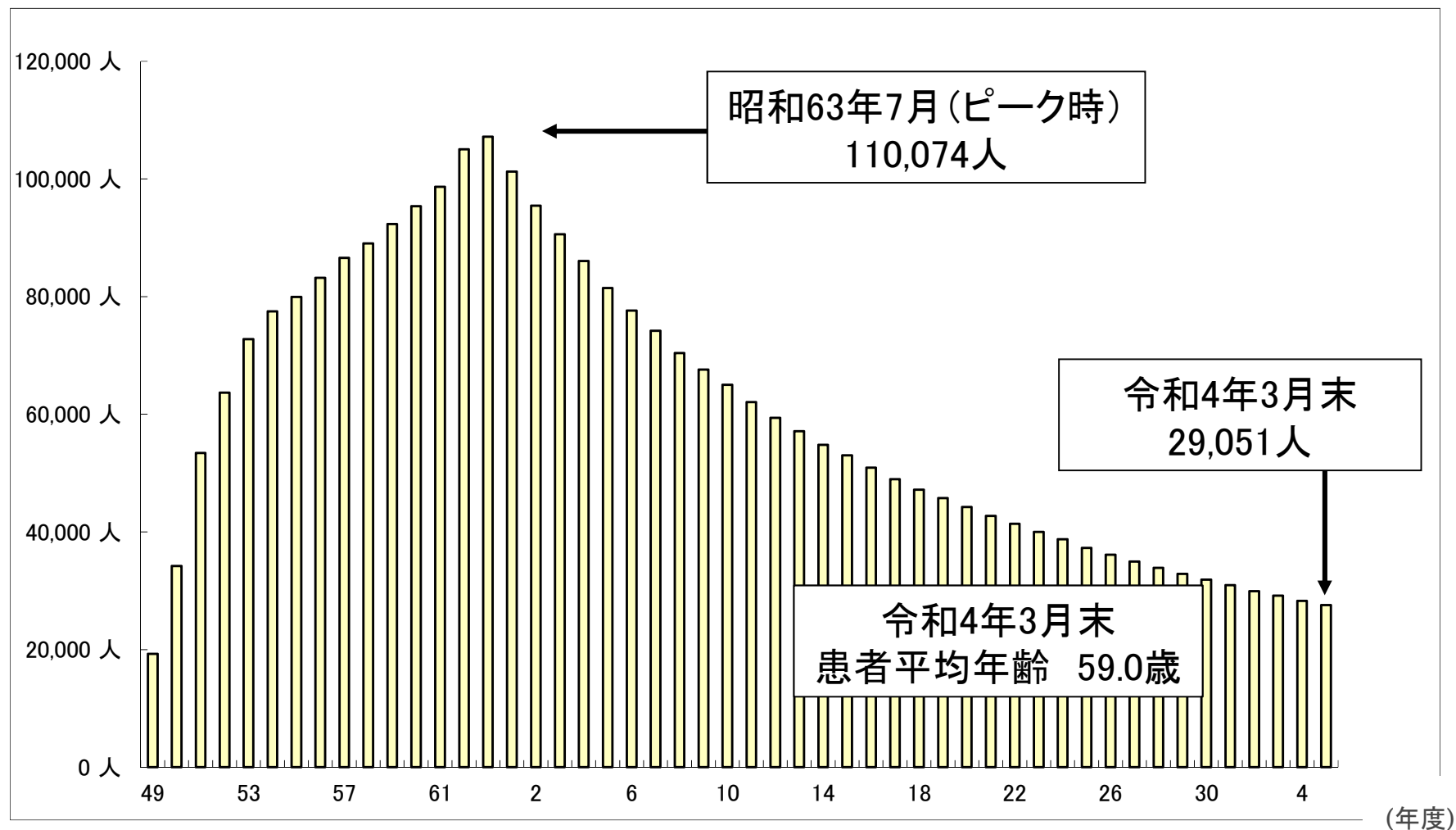
汚染負荷量賦課金の申告納付義務について

- ▶ ばい煙発生施設等設置者は、「被認定者及び認定死亡者に関する補償給付支給費用等が生ずる場合」に限り、毎年度、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う(公健法第52条)。
- ▶ 汚染負荷量賦課金は、損害賠償としての性質があることから、納付義務は、会社が組織再編を行うことによって減免されることはなく、原因物質を排出した事業とともに承継される。
- ▶ 汚染負荷量賦課金は、公課としての性質もあり、要件を満たせば機構が滞納処分を行うことも可能。

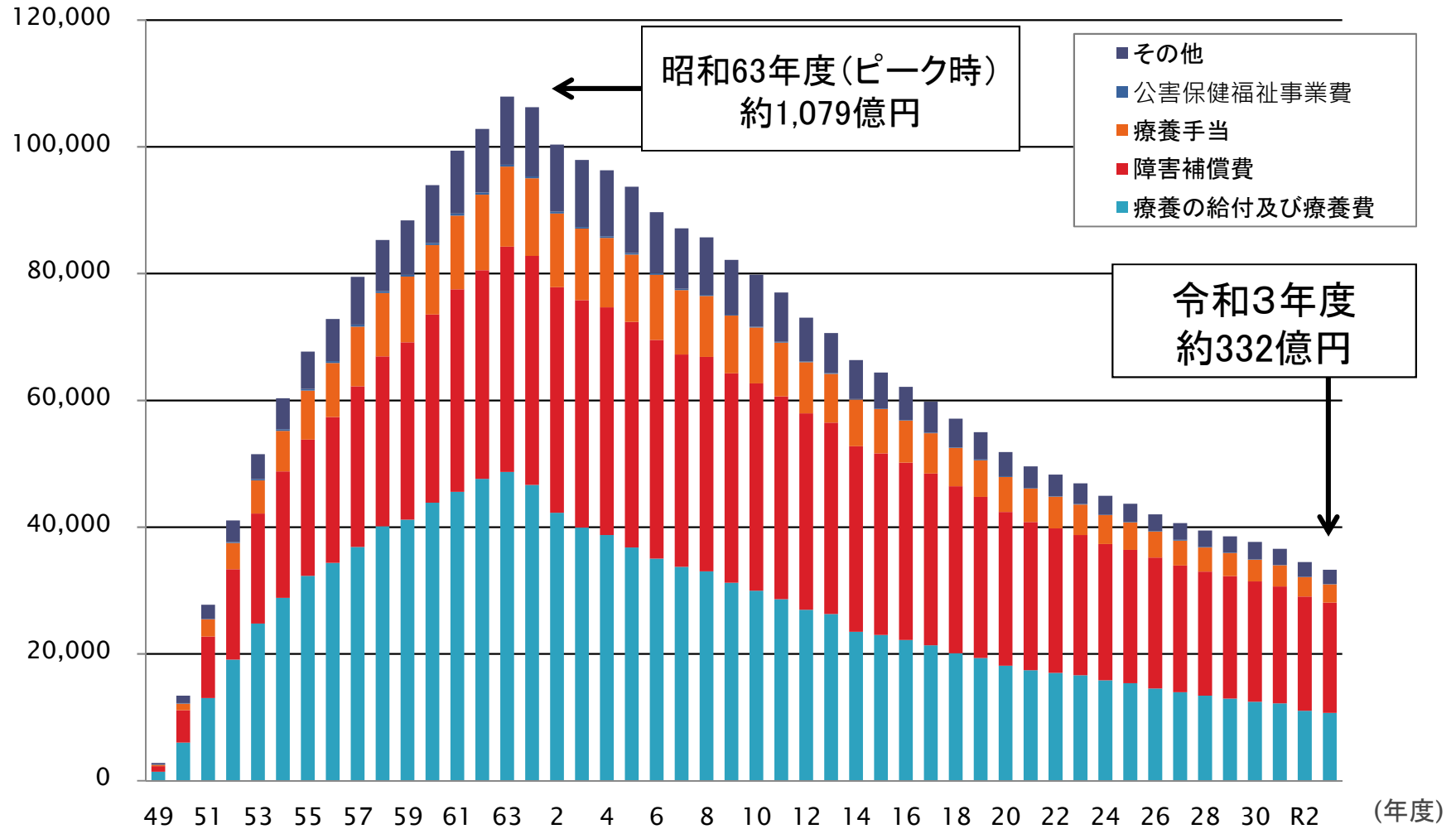
費用負担の仕組み



認定患者数の推移

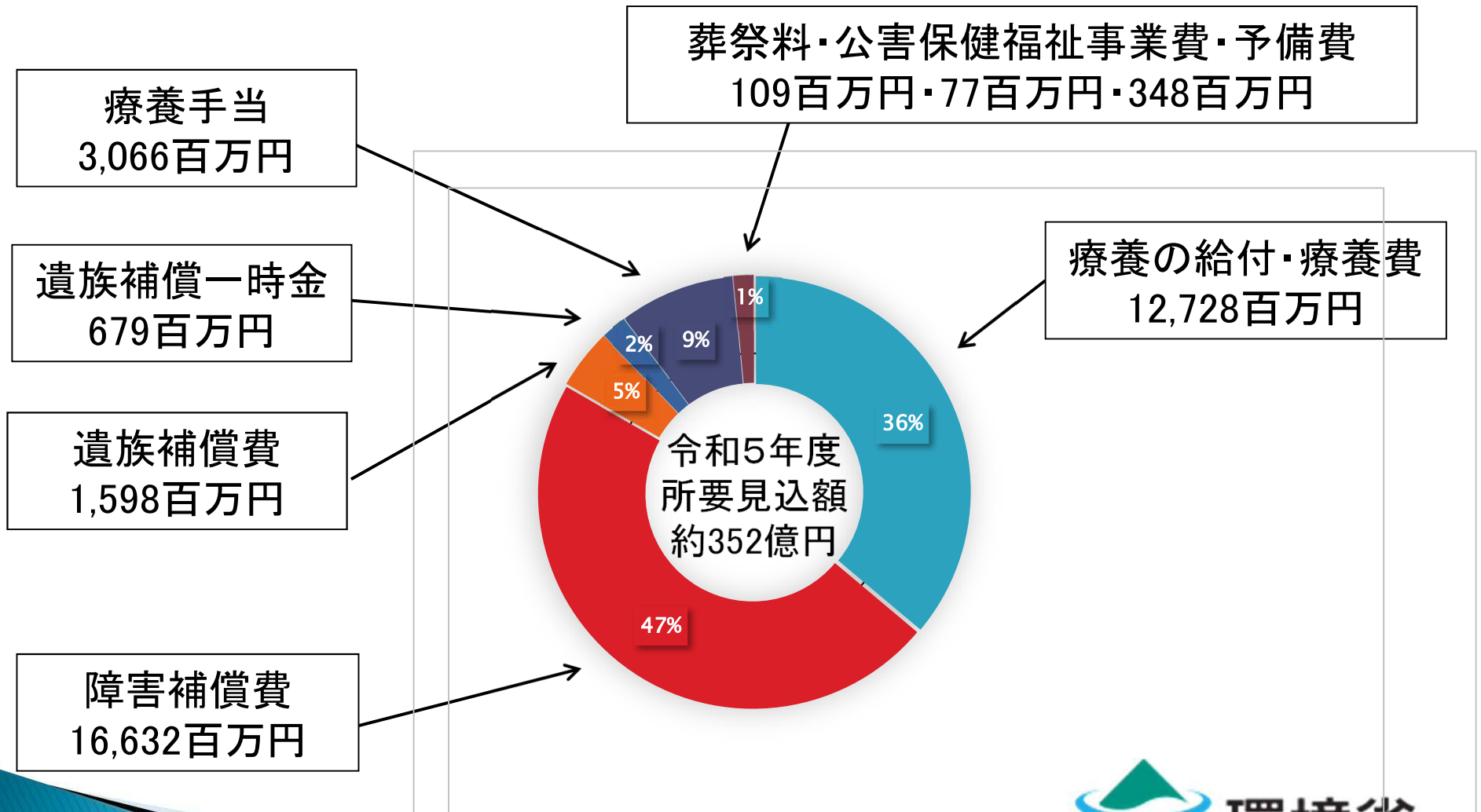


補償給付費等の推移



※ 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の合計 (単位:百万円)

補償給付費等の所要見込額



汚染負荷量賦課金負担見込額

(1) 令和5年度補償給付等納付金所要見込額

(単位:億円、%)

区 分	4年度	5年度	前年比
1. 補償給付費	361	348	△3.7%
2. 公害保健福祉事業費	1	1	△1.3%
3. 予備費(1. × 1%)	4	3	△3.6%
4. 補償給付費等所要見込額(1～3計)	366	352	△3.7%

(2) 令和5年度汚染負荷量賦課金負担見込額

(単位:億円、%)

区 分	4年度	5年度	前年比
A. 所要見込額(4.)の80%	293	282	△3.7%
B. 納付財源引当金戻入等	36	38	6.7%
C. 負担見込額(A-B)	257	244	△5.1%

今年度に汚染負荷量賦課金として全国の納付義務者から負担していただく必要がある金額

汚染負荷量賦課金の額と賦課料率について

各納付義務者の汚染負荷量賦課金額
= ① 過去分賦課金額 + ② 現在分賦課金額

① 過去分賦課金額

= 過去分賦課料率 × 過去分SO_x累積換算量

(昭和57年～昭和61年の排出量 × 調整係数)

② 現在分賦課金額

= 現在分賦課料率 × 前年のSO_x排出量

賦課料率・・・硫黄酸化物(SO_x) 1m³N当たりの賦課金額

過去分賦課料率について

- ▶ 汚染負荷量賦課金負担見込額の6割を過去分賦課金にて負担
- ▶ 昭和57～61年における硫黄酸化物の累積排出量を基礎として算定
- ▶ 過去分SO_xの総累積換算量

352,385,404m³N

243億6千万円 × 0.6

352,385千m³N

= 過去分賦課料率
41円48銭/m³N
(対前年比 5.1%減少)

現在分賦課料率について

- ▶ 汚染負荷量賦課金負担見込額の4割を現在分賦課金にて負担
- ▶ 令和4年における硫黄酸化物の排出量を基礎として算定
- ▶ 令和4年の調整SO_x排出量

82,415,060m³N（対前年比 4.4%増加）

243億6千万円 × 0.4

82,415千m³N

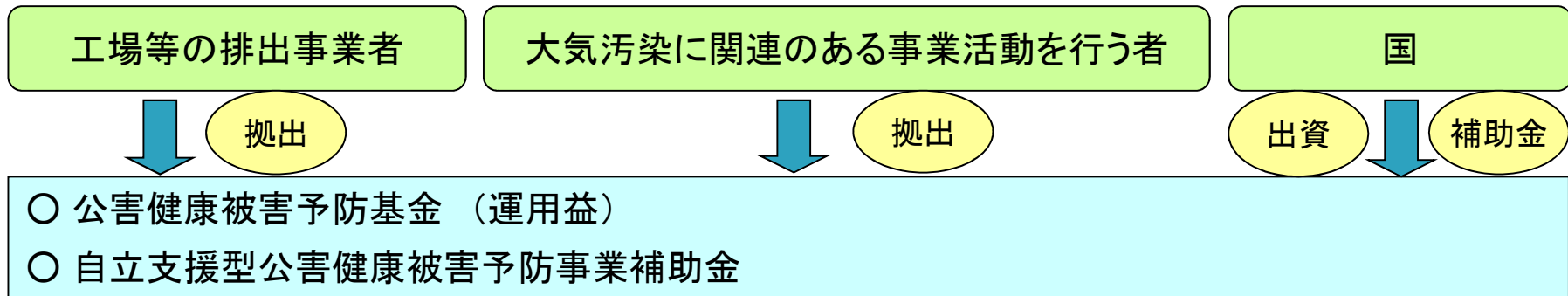
＝ $\frac{\text{243億6千万円} \times 0.4}{82,415 \text{千m}^3\text{N}}$ **＝ 118円23銭/m³N**
（対前年比 9.2%減少）

令和5年度汚染負荷量賦課金賦課料率

地域ブロック区分		過去分 賦課料率	現在分賦課料率			(参考) 前年度
			賦課料率 区分	料率格差	賦課料率	
旧 指 定 地 域 (9 倍)	大 阪	41円48銭 (参考:前年度 43円73銭)	A	1.70	1,808円92銭	1,991円75銭
	東 京		B	1.15	1,223円68銭	1,347円36銭
	千 葉		C	1.05	1,117円27銭	1,230円20銭
	神 戸					
	名 古 屋					
	富 士		E	0.75	798円05銭	878円72銭
	四 日 市					
	岡 山					
	福 岡					
その他地域			—	—	118円23銭	130円18銭

公害健康被害予防事業

地域住民の健康の確保を図ることを目的として、第一種指定地域が解除された昭和63年に創設。平成6年に造成を完了した基金の運用益により事業を実施。



機構が自ら行う事業(直轄事業)

- 調査研究
大気汚染による健康影響に関する総合的研究
局地的大気汚染対策に関する研究
- 知識の普及
ホームページやパンフレット等による情報の提供
講演会の開催等
- 研修
公害健康被害予防事業従事者・患者教育に従事するコメディカルに対する研修

地方公共団体が行う事業(助成事業)

- 健康相談
医師・保健師等によるぜん息等に関する相談・指導
- 健康診査
幼児を対象とした問診等によるぜん息発症予防のための指導
- 機能訓練
運動教室、自己管理支援教室
- 計画作成・施設等整備
地域の大気環境改善のための計画作成、医療機器整備等